

様式第3（第8条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画変更等認定申請書

（10kW未満、10kW以上50kW未満の太陽光発電及び市場取引等により供給する事業を除く）

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所（〒 - ）

（注1）

氏名

（法人にあつては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号（ ） -

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定に基づき、認定計画について変更又は追加の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

変更認定申請又は追加認定申請の別（該当項目をチェック）

変更認定申請（なお、変更認定申請と追加認定申請を同時に行う場合を含む。）

追加認定申請

変更又は追加対象事業計画（注2）

設備ID（識別番号）	
発電設備の名称	
運転開始の有無（注3）	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日： 年 月 日）

変更又は追加概要（該当項目をチェック：複数選択可）

認定計画情報

認定計画使用燃料一覧（バイオマス発電設備の場合）

担当経済産業局（注4） _____

認定計画情報（注5）

変更項目	変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
事業者名 (注6)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 地方 税法第二 十四条に 規定する 法人
課税事業者 の該否(注 7)	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当 する (消費税を申告・納 税されている方) <input type="checkbox"/> インボイス 発行事業者 に該当する (登録年月日) 年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 課税事業者に該当 する (消費税を申告・納 税されている方) <input type="checkbox"/> インボイス 発行事業者 に該当する (登録年月日) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 課税事業者に該当しない(消費税 を申告・納付されていない方) (インボイス登録取消又は失効年月日) 年 月 日		
法人番号/ インボイス 発行事業者 の登録番号 (注8) (注9)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
法人の代表 者氏名 (注9)	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
法人の役員 氏名 (注9)	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
	役職 氏名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	役職 氏名		
密接関係者 (注10)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
事業者の住 所(注9)	(〒 -)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(〒 -)		
発電設備の 区分(注1 1)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
発電設備の 出力(kW) (注12)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 電力会 社都 合 <input type="checkbox"/> 上 記以 外
最大受電 力(kW) (注13)	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 発電側託送供給料金の支払者		

		<input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 無		
太陽電池に係る事項 (注16)	製造者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 製事者合上以 <input type="checkbox"/> 造業都記外	
	種類		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 製事者合上以 <input type="checkbox"/> 造業都記外	
	変換効率	<input type="checkbox"/> 真性変換効率 <input type="checkbox"/> 実効変換効率	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 製事者合上以 <input type="checkbox"/> 造業都記外	<input type="checkbox"/> 除外 事項該 当性
	型式番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 別紙 あり
	枚数(枚)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	合計出力(kW)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
風車に係る事項 (注17)	製造者名		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	型式番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 別紙 あり
	NK証番号		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
配線方法 (注18)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
自家発電設備等の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 自家発電設備等の種類 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 蓄電池の位置 <input type="checkbox"/> PCSより発電設備側 <input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 自家発電設備等の種類 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 蓄電池の位置 <input type="checkbox"/> PCSより発電設備側 <input type="checkbox"/> PCSより系統側 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
	<input type="checkbox"/> 無				<input type="checkbox"/> 無	

電気事業者への電気供給量の計測方法		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
保守点検責任者（注19）	法人名（法人の場合）：	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	法人名（法人の場合）：		
	責任者氏名：		責任者氏名：		
	所属・役職（法人の場合）：		所属・役職（法人の場合）：		
	電話番号：（ ） -		電話番号：（ ） -		
	法人番号（法人の場合）：		法人番号（法人の場合）：		
保守点検及び維持管理計画（注20）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	別紙のとおり		
接続契約締結日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	年 月 日	<input type="checkbox"/> 接続契約後の再締結 <input type="checkbox"/> 再接続検討後の締結（注21）	
補助金の受給額（円）（注22）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
自家消費・地域消費等計画（注23）	当該発電設備における発電量の見込み	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	当該発電設備における発電量の見込み		
	自家消費等の量の見込み		自家消費等の量の見込み		
	自家消費等の用途		自家消費等の用途		
	前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）		前年の電力消費量（既設の建物等に発電設備を設置する場合）		
	自家消費等の比率		自家消費等の比率		
	特定供給の有無（注24）		特定供給の有無		
解体等に要する費用（注25）	<input type="checkbox"/> 外部積立て（法第15条の12から第15条の16までに規定する方法により解体等積立金を積み立てる場合をいう。以下同じ。） <input type="checkbox"/> 内部積立て（法第15条の17に基づき、解体等に要する費用に充てるための金銭を積み立てる場合をいう。以下同じ。）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 外部積立て <input type="checkbox"/> 内部積立て（なお、詳細は別添「内部積立てに係る事項」記載のとおり）		<input type="checkbox"/> 「内部積立てに係る事項」添付あり
選択する地域活用要件（地域活用）	(1) 自家消費型・地域消費型	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(1) 自家消費型・地域消費型		

<p>要件が求められる場合のみ記入)</p> <p>(1) 自家消費型・地域消費型の地域活用要件の①～③の又は</p> <p>(2) 地域一体型の地域活用要件の①～③のうちいずれか1つを選択。)</p>	<p>①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。況また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p>	<p>①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p>			
	<p>②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電力量の50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給すること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p>	<p>②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電力量の50%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給すること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p>			
	<p>③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも10%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p>	<p>③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも10%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。</p>			
<p>(2) 地域一体型</p>		<p>(2) 地域一体型</p>			
<p>①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。</p>	<p>①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。</p>				
<p>②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるもの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。</p>	<p>②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるもの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。</p>				

	<input type="checkbox"/> <p>③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。</p>	<input type="checkbox"/> <p>③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資している小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給すること。</p>			
遵守事項 (注26)	事業計画策定ガイドライン、廃棄等費用積立ガイドライン並びに説明会及び事前周知措置実施ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注27)			<input type="checkbox"/>	
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令(条例を含む。)の規定を遵守すること。			<input type="checkbox"/>	
	特段の理由がないのに当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて既に発電を開始しているものでないこと。			<input type="checkbox"/>	
	電力量を計測する電力量計は、計量法上の使用の制限を満たす電力量計を設置すること。また、設置後は速やかに報告すること。			<input type="checkbox"/>	
	運転開始期限内に運転を開始できない場合には、変更された調達期間によりこの再生可能エネルギー発電事業を行うこと。			<input type="checkbox"/>	
	発電設備又は発電設備を囲う柵等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。【20kW未満の太陽光発電設備を除く】			<input type="checkbox"/>	
	安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。			<input type="checkbox"/>	
	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように、適切な措置を講ずること。			<input type="checkbox"/>	
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。			<input type="checkbox"/>	
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。			<input type="checkbox"/>	
当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも30%について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。			<input type="checkbox"/>		
この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令(条例を含む。)を遵守し適切に行うこと。			<input type="checkbox"/>		
認定申請時に建築物の工事が完了していない場合は、運転開始までに、検査済証の写し、建物の登記事項証明書及び工事計画(変更)届出書(対象となる規模に限る。)の写しを提出すること。また、運転開始までに、使用前自己確認結果届出書の写し(対象となる規模に限る。)及び太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す写真を提出すること。【屋根設置太陽光発電設備の場合のみ】			<input type="checkbox"/>		
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電設備の場合のみ】			<input type="checkbox"/>		
添付書類 (注28)	書類の種類	添付の有無	変更後書類名	変更理由	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、又は戸籍抄本のいずれか(法人にあっては、法人登記簿謄本)(注29)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

②印鑑証明書（注29）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注29）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
④土地の取得を証する書類等（注30）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注31）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥検査済証の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注32）（注33）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑦建物の登記事項証明書（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注32）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑧工事計画届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注34）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑨太陽電池の全てが屋根に設けられていることを示す図面及び写真（屋根設置太陽光発電設備のみ）（注35）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

⑩発電設備の内容を証する書類（注36）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑪構造図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑫配線図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑬接続の同意を証する書類の写し（注37）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑭最大受電力を証する書類（注38）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑮事業実施体制図（注39）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑯関係法令手続状況報告書（注40）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑰森林法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑱宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が必要な場合）（注40）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑲砂防法の処分に係る状況を示す書類（処分が必要な場合）（注40）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑳地すべり等防止法の許可の取得状況を示す書類（許可取得が	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

必要な場合) (注40)				
㉑急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の許可の取得状況を示す書類 (許可取得が必要な場合) (注40)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉒再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図等 (注41)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉓周辺地域の住民の範囲について市町村に事前相談を行った際の書類及び当該市町村の意見に係る書類 (注41)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉔説明会の開催案内又は事前周知措置を実施した際の配布書類又は回覧板、自治体広報若しくは自治体広報誌へ掲載した書類 (注41)(注42)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉕説明会の開催案内を実施した周辺地域の住民の範囲が分かる書類 (注	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

4 1)				
㉞説明会 における 配布資料 (注4 1)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉟説明会 の出席者 名簿又は 事前周知 措置を実 施した対 象の範囲 が分かる 書類(注 4 1) (注4 2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㊱説明会 の議事録 (注4 1)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㊲説明会 の開催後 又は事前 周知措置 の実施後 に受け付 けた質問 等及び当 該質問に 対する回 答(注4 1)(注 4 2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㊳説明会 概要報告 書又は事 前周知措 置概要報 告書(注 4 1) (注4 2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㊴再生可 能エネル ギー発電 事業にお ける燃料 (原料)調 達及び使 用計画書 (バイオ マス発電 設備のみ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㊵補助金 を返還し たことを 証する書 類(注2 2)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

<p>③ 供給が開始され、電力会社が発行した証書類(注3)</p>	<p><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>			
<p>④ 発電設備の所在する都道府県内の小売供給の5割を供給する小売事業者又は登録特定送配電事業者に対し、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給することを証するもの、又は誓約するもの</p>	<p><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>			
<p>⑤ 再生可能エネルギー電気特定卸供給の相手方である小売事業者又は登録特定送配電事業者の各都道府県内への供給状況を証するもの</p>	<p><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>			
<p>⑥ 当該事業に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体内に、災害その他の場合を含む</p>	<p><input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>			

電気又は熱の一部を供給することを当該地方公共団体と協議し、その同意を得たことを証明するもの				
㉞地方公共団体の出資を証するもの	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㉟その他1	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㊱その他2	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
㊲その他3 (注43)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

認定計画使用燃料一覧 (バイオマス発電設備の場合で変更がある場合に記載)

燃料区分 (注44)	変更前			変更の有無 (注48)	変更後			備考
	燃料名 (注45)	バイオマス比率 (%) (注46)	バイオマス比率考慮後出力 (kW) (注47)		燃料名 (注45)	バイオマス比率 (%) (注46)	バイオマス比率考慮後出力 (kW) (注47)	
A				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計							
B				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			
C				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			
D				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			
E				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			

G				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	計				計			
バイオマス合計					バイオマス合計			
調達上限比率 (注49)					調達上限比率 (注49)			
					<input type="checkbox"/> 特約において新たに調達上限比率を設定する(%) (注50)			
F				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	非バイオマス計				非バイオマス計			
GHG ライフサイクル 算定値(注51)	g-CO2eq/MJ電力 (燃料名 :)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	g-CO2eq/MJ電力 (燃料名 :)			
	km (燃料名 :)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	km (燃料名 :)			

- (注1) 法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
- (注2) 変更前の認定計画を記載すること。
- (注3) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、最初に変更手続(変更認定申請、事前変更届出、事後変更届出)をする際には、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
- (注4) 申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、
I：内閣府沖縄総合事務局
- (注5) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「無」のボックスにチェックし、変更後の記

載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「有」のボックスにチェックし、変更内容及び変更理由を記載すること。備考欄は必要があれば記載すること。

なお、解体等に要する費用についてこれまで認定を受けておらず、新たに追加認定を受けようとする場合、解体等に要する費用の変更の有無について「有」のボックスにチェックし、追加内容を変更後の記載欄に記載すること。

- (注6) 事業者名を変更する場合は、変更前の事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して変更後の事業者が申請を行うこと。なお、同一の事業者で、個人の氏名若しくは法人等の名称変更により事業者名を変更する場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注7) 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者であって、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない場合には、「課税事業者に該当する」の方にチェックすること。その上で、「課税事業者に該当する」場合には、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）としての登録を受けた事業者に該当することを確認の上、チェックをすること。
- (注8) 法人番号がある場合には法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）である場合にはその登録番号を記載すること。その際、法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を、インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録番号については、「T」（ローマ字）を除いた13桁の数字を記載すること。
- (注9) 本様式による事業者名又は密接関係者の変更に伴って項目を変更する場合は、本様式により申請すること。それ以外の場合は、様式第6により届け出ること。
- (注10) 事業実施体制図の記載事項に含めて提出すること。
- (注11) 発電設備の区分は次の記号にて記載すること。ただし、変更前の発電設備の区分がすでに廃止されている場合は、次の記号ではなく、廃止された区分の記号を記載すること。

記号	発電設備	出力
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
6	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備（陸上風力）	50kW未満
	風力発電設備（陸上風力）	50kW以上
	風力発電設備（陸上風力リプレース）	—
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	—
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	—
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来））	—
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料）	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	—
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	—
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物その他バイオマス）	—

- (注12) 発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の出力が、10kW未満になる場合は様式第4、10kW以上50kW未満になる場合は様式第3の2により申請すること。また、電力会社による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合

- にあつては、変更理由欄の「電力会社都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
- (注13) 発電等用電気工作物を維持し、及び運用する者が一般送配電事業者との協議により設定する設備上利用できる電力の最大値を記載すること。
- (注14) 地番の追加・削除又は発電設備の移設により発電設備の設置場所に変更がある場合、全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、それ以外は備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。市町村合併や区画整理等により発電設備の設置場所の表記に変更がある場合は、様式第5又は様式第5の2により届け出ること。
- (注15) 屋根設置又は地上設置に変更がある場合に記載すること。
- (注16) 太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
A1：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
B：薄膜半導体を用いた太陽電池
C：化合物半導体を用いた太陽電池
変更前の変換効率は、「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを付すこと。変更後の変換効率は実効変換効率を記載すること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
太陽電池の合計出力は小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。
- (注17) 一基当たりの出力が20kW未満の風力発電設備を使用する場合に記載すること。風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「NK認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。
- (注18) 配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合
Z：全量配線
Y：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
A：1の需要場所に1引込の配線とする。
B：1の需要場所を2つの需要場所に分割し、需要場所ごとに1引込の配線とする。
C：電気事業法施行規則第3条第3項の規定により、1の需要場所に複数引込の配線とする。
- (注19) 同一の保守点検責任者の社内異動又は相続による保守点検責任者の変更の場合は、変更後に様式第6により届け出ること。
- (注20) 事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後の具体的な保守点検及び維持管理計画を、別紙として作成し、添付すること。
- (注21) 接続契約解約後の再締結又は再接続検討後の再締結以外の理由で接続契約締結日の変更される場合は、接続契約締結日に係る変更手続は不要。接続契約解約後の再締結に該当するのは、工事費負担金未入金、又は出力制御に応じない等の理由で、一度接続契約が解約となり、その後再接続する場合で、再接続検討後の再締結に該当するのは、事業者起因による接続先の送電系統の変更（移設の場合を除く）、新設アクセス線の施設方法の変更、新設アクセス線の施設者の変更の理由により、再接続検討がなされ、その後再接続する場合である。
- (注22) 発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還額を差し引いた受給額に変更すること。その際、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を添付すること。
- (注23) 発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合には、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第9条第1項に基づく認定申請の日から遡って1年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
- (注24) 特定供給とは、電気事業法第27条の3第1項に基づく許可を受けた者による当該許可に係る電気の供給により供給されたことをいう。
- (注25) 外部積立てか内部積立てかを選択し、内部積立てによる積立てへの変更を申請する場合は「内部積立てに係る事項」を添付すること。
- (注26) 事業者を変更し、右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
- (注27) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注28) 認定計画の内容の変更に応じて、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「有」、変更がない項目は「無」のボックスにチェックを付すこと。

- (注29) 公的機関の発行する書類については、申請日より3ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
- (注30) 登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注31) 建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は添付すること。
- (注32) 申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
- (注33) 検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第1条第1号に規定するA構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項又は第4条第1項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
- (注34) 工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注35) 写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
- (注36) 設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池の仕様書は添付不要。風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びNK認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。
- (注37) 発電設備の出力、接続契約締結日を変更する場合に添付すること。
- (注38) 接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
- (注39) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
- (注40) 当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第4条の2第2項第7号の2に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
- (注41) 説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
- (注42) 事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
- (注43) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
- (注44) 燃料区分名は次の記号のとおり。
A：メタン発酵ガス
B：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
C：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
D：建設資材廃棄物
E：一般廃棄物その他バイオマス
F：その他（助燃剤等）
G：バイオマス液体燃料
- (注45) 燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。A：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
- (注46) バイオマス比率は小数第3位（小数第4位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
- (注47) バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した結果を小数第1位（小数第2位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
- (注48) 変更の有無について「有」か「無」のいずれかのボックスへチェックを付すこと。なお、変更前後とも変更の有無にかかわらず使用するすべての燃料情報について記載すること。
- (注49) 先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を変更する場合に記載すること。その際、変更前の調達上限比率には、先の変更認定申請において事業計画に登録した調達上限比率を記載し、変更後の調達上限比率には、今後電力会社との特定契約上で変更する予定の調達上限比率を記載すること。
- (注50) 2019年3月31日時点で既に電力会社との特定契約を締結している場合であって、新たに調

達上限比率を設定する場合、又は2019年3月31日以前の認定であって、2019年4月1日以降に新たに特定契約を締結し、調達上限比率を設定する場合は、ボックスにチェックを付した上で、括弧内に調達上限比率を記載すること。

- (注5 1) 燃料の変更に伴い、各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものが変わる場合に、変更の前後におけるライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
- (注5 2) メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物・産業廃棄物・その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

<備考>

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格A3とすること。